

年金の毎月支給を求める意見書

高齢者にとって年金は生活費の柱です。家賃、公共料金など多くの支払いは月単位です。ほとんどの人は1か月のサイクルで生活を送っています。しかし、年金は2か月に1回の支給のため「年金振込日の直前は食べるものにも窮することがある」「薬が切れそうになったが病院に行こうにも行けない。」などと訴える人が多く、毎月支給は4000万人年金受給者の切なる要求となっています。

主要国の年金支給は、毎月支給(フランス・スイス・カナダなど)や週支給(イギリス)となっています。また、後払いされた年金から天引きされる介護保険料は先取りされていて、日本の2か月払いは改善するべきです。

年金の毎月支給は(1)隔月支給を定めている法の改定、(2)年金機構、共済組合など関係機関との業務の調整、(3)支払額の計算システムの改修、などの課題がありますが、その課題解決は難しいことではありません。

よって、現在の年金隔月支給を毎月支給に切り替えられる事を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月28日